

新型コロナワクチン予防接種に保護者が同伴できない場合について

お子さまが新型コロナワクチン予防接種を受ける場合は、原則として保護者の同伴が必要です。
しかし、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さまの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族等（祖父母等）が同伴し、予防接種を受けることも可能です。

ただし、保護者以外の方が同伴する場合は、この委任状が必要です。保護者が委任状を記入し、予防接種を受ける際にこの委任状を医療機関（集団接種の場合は会場）に提出してください。

原則として、委任状の提出がない場合は、接種できません。

注）保護者とは、親権を行う者又は後見人をいいます。

新型コロナワクチン予防接種委任状

島原市長 様

今回、子どもの予防接種を受けるにあたり、私（保護者）がやむを得ない理由により同伴できないため、被接種者の健康状態を普段からよく知る代理人に委任いたします。

私と代理人は予防接種の説明書を読み、予防接種の効果や目的、副反応が起こる可能性及び予防接種健康被害救済制度などを理解しましたので、代理人の同意をもって保護者の同意といたします。

年 月 日

被接種者（子ども）

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者（委任者）自署

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____

代理人（同伴者）自署

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____

子どもとの関係（続柄）祖父・祖母・その他（ _____ ）

※本委任状につきましては、接種後予診票と一緒に島原市へ提出されますのでご了承ください。

島原市保健センター